

地域共生社会における民生委員・児童委員の職務と課題

中村 秀一⁽¹⁾

はじめに

民生委員制度は、1917（大正6）年に濟世顧問制度として岡山県で誕生し、その時代に求められる活動を果たし続け、100年を超える制度となった。その役割とは、戦後にあつては、福祉六法を主軸とした関連法における住民支援活動であり、その手法として自主活動をベースにした行政協力活動が民生委員・児童委員の地域福祉活動である。

近年、国は、地域共生社会の実現へ向けた住民間相互の連携と支援といった互助を地域福祉の中核に位置する施策を打ち出した。しかし、民生委員法の改正は行われておらず、民生委員・児童委員活動の職務は、いかなる方向へ変化するのか、今後の活動のあり方を考察していくことにする。

第1章 民生委員・児童委員活動における法的根拠と実態

第1節 法的根拠

民生委員・児童委員活動の根拠法である民生委員法では、任務について「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」（第1条）とし、民間人としての委員に社会奉仕の精神と福祉の増進の努力を任務として課すという、公務に位置づけられるのである。

また、職務については、同法第14条に規定され、その概要は以下の通りである。

- ・「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」（1項1号）
- ・「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う

こと」(1項2号)

- ・「援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと」(1項3号)
- ・「社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること」(1項4号)
- ・「福祉事務所その他関係行政機関の業務に協力すること」(1項5号)
- ・「民生委員は、前項の職務を行うほか必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う」(2項1号) 他

民生委員法14条第1項の各号については行政への協力に対し、本条第2項は民生委員を地域福祉の担い手としてとらえた地域の福祉課題に対する活動を民生委員の活動と位置づけ、各福祉関係諸法及び通知等に記載される事項から広義的には行政の協力業務に関わっていると考えられる。なかでも「業務に協力する」とは、関係行政機関が行う事務について民間の奉仕者として外部から協力を行うことを指しており、主には福祉六法をはじめ、福祉関係諸法や関係通知に基づく協力内容である。これらの役割からも福祉に関する行政協力事業のほぼ全域にわたることが理解でき、「現実の民生・児童委員の日常活動においても、そのほとんどが協力活動のカテゴリーにはいってしまう」⁽²⁾状況にあるといえよう。

民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼務しており、その職務について同法(第17条)には次のように規定している。

- ・「児童および妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。」(第1項)
- ・「児童および妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。」(第2項)
- ・「児童および妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は

児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。」(第3項)

- ・「児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。」(第4項)
- ・「児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。」(第5項) (以下略)

第1項から第4項までは、地域における児童および妊産婦の生活環境等の適切な把握をもって必要な援助に際し、関係機関との連携と福祉事務所への協力といった一連の援助の過程が記され、行政機関と住民をつなぐという役割が存在している。

また、第5項の「児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める」といった担当地域の住民意識の向上もその役割となっており、「要保護児童等への適切な対応」と「健全育成への気運の醸成という積極的な対応」といった地域福祉の展開までを担う、幅広い児童福祉の活動領域が課せられていることがわかる。

なお、民生委員・児童委員の職務は、住民生活を把握することから始まる。いわゆる「援助を要する者や環境の発見」と解決するための「必要なサービスへのつなぎ」を行うことで問題の軽減・解決へ至るプロセスを担う。本来行政が担う範囲の福祉的責任領域において、民間人として協力することを職務としていると解せられる。

しかし、必要なサービスが存在しないあるいは、福祉的責任の所在が不明確な場合等、行政と住民との板挟みが想定でき、委員としての活動の難しさが考えられる。これに加え、「福祉の増進を図る活動」や「気運の醸成」といった職務規定は、地域に活動の基盤をもつ民生委員・児童委員に、地域福祉の向上を課すということであり、それは、福祉の専門家でない民生委員・児童委員に何を期待するかを明確にしなければ、福祉という名の下に広範な職務にあたらねばならないことになる。

第2節 自主活動と行政協力活動の範囲の考え方

民生委員・児童委員の根拠法から、住民の生活を把握するという活動の展開において、どのような手法がとられるかであるが、特に法規上に定められたものは存在しない。しかし、現在の民生委員・児童委員の活動記録の活動内容区分において、「地域福祉活動・自主活動」が分類上存在し活用されている。戦後、GHQからの指導の下に、民生委員が生活保護行政の補助機関から協力機関へとその立場を変えて以来、その活動のあり方が問われてきた。現在においては、その活動を行政協力活動と自主活動の2つに大別しているが、この2つの活動は対等性を有するののかという問題に直面する。これは、行政協力事業という福祉全般の活動を忠実に実行し、さらに、自主的活動による地域福祉活動は、時間的にも労力的にもその範囲を想定できないといった問題に直面する。したがって、自主的活動の位置づけを行政協力活動との関係においてどのように行うかということが重要になるのであり、この件について遠藤滋⁽³⁾は「民生・児童委員における自主活動と行政協力活動というわけ方がよくいわれるがこうした区分の仕方は誤りではないだろうか」⁽⁴⁾と指摘している。具体的には「行政活動のなかには、行政機関から直接かつ具体的に依頼された狭義の協力活動と、自主的な協力活動が含まれていると理解すべきではないだろうか。そして、いわゆる民生・児童委員の自主活動と性格づけられている活動は、この自主的な行政活動をさしていると考えらるべきであろう」⁽⁵⁾としている。すなわち民生委員・児童委員活動は、活動のすべてが行政協力活動に包括され、狭義的位置において自主的な協力活動が存在するという見方である。「遠藤は民生委員の地域福祉発展強化を担い、自主的活動を發展させるという視点から、この行政協力活動をいかに整理するかという課題を、1950（昭和25）年当時の生活保護法における民生委員の補助機関から協力機関へと移行したときの民生委員の公務に対する協力の果たすべき内容に遡っている。それは、当時民生委員は民間の立場を代表し、施策の動向を監視するいわばチェックする機能が求められていた関係性に注目し、狭義の行政協

力は最小限にとどめるべきとする意向をもとに、地域福祉推進のための自主的活動の拡大をはかるべきということを主張しているのである。」⁽⁶⁾

この視点にたつて民生委員・児童委員の職務を捉えるとすれば、住民の福祉の充実並びに向上については行政責任を第一義的とし、それを民間の立場から果たすべく支援をする役割を持ち、さらに施策の充実・発展に向けたチェック機能や代弁的機能等を行うといった自主的活動を持ちあわせていることになり、行政協力活動との適切な均衡性が保たれることが重要であるということであり、そのことが「民生委員・児童委員による地域福祉活動」の本意であると解することができる。

さて、現代的にもその自主活動といわれる内容について、全国民生委員児童委員連合会は、どこまでが行政への協力活動か、自主活動かといった線引きは、行政の実施機関と民生委員の両者の処遇介入による理由から明確には区別できないとし、「民生委員の活動は、基本的に民生委員が行政への協力活動を担うことにおいて成り立ち、その展開、実施を含めて、自らの研修、努力というなかで結実し、活発化して行く自主的活動で、両者は密接不可分の関係である」⁽⁷⁾としている。まさに、民生委員・児童委員としての自主的活動は、これまでも常に行政施策と一体的に成り立ち、福祉施策を整備する意見具申とともに自主活動と称して活動を展開してきた。すなわち、民生委員・児童委員の自主活動とは、行政施策にその解決の糸口を見出すための活動であったと考えられ、公的ボランティアとも称される所以なのであろう。

2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革時に民生委員法も改正が行われたが、今日的にも民生委員・児童委員活動は行政施策に協力する役割を主たる職務とし、民間ボランティアとしての性格を示す精神性は見当たらない。いわゆる民間人でありながら行う業務は公務という二面的性格はなおも制度の特徴を示している。

第2章 地域共生社会へ向けた施策の考え方と民生委員児童委員活動の関連性

第1節 共生社会の目的と位置づけ

国は、これからの地域福祉のあるべき方向性として「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍社会」が2016（平成28）年6月2日に閣議で決定された。さらに、翌2017（平成29）年2月7日には厚生労働省の「我が事、丸ごと」地域共生実現本部が「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革行程）」を決定し、地域福祉の分野に国が一定の方向性を示したのである。

この背景であるが、地域住民による相互扶助が、家庭・職域・地域等において一定の生活支援の役割を果たしていた時代から、高度経済成長時以降、劇的に変化していく生活様式や人間関係の希薄化と公的支援制度の拡充とが相まって、他人に依存せずに生活課題を個人のペースで解決することが当たり前化していく、いわば個人主義の世相を呈してきた。しかし、21世紀の我が国は、少子高齢化や人口減少、さらには世帯増と世帯構成人口の減少という事態が、空き家、商店街の簡素化、耕作地放棄等の社会現象をもたらし、時に人間生活においては社会的孤立という社会現象を生み出している。

国が目指す「地域共生社会」とは、「制度分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」⁽⁸⁾としている。

いわゆる、これまでに課題対応別に整備されてきた公的支援のシステムも、複雑に絡み合う生活課題においては、その解決が難しいことを受けて、制度分野毎の施策と支援体系の見直しや地域住民による多様な主体的な参画をもって、住民同士のつながりを促し、生きがいのある生活と地域を創るという方向性を示したのである。

その改革の具体的な骨格は、4点に柱立てされており、要約すると次の通りである。

○地域課題の解決力の強化

- ・地域において、住民が世代や背景を超えた、相互の役割を持ち、「支え手」や「受け手」という関係を超えた支え合う取組みを育むことで、国民一人ひとりが、生活の楽しみや生きがいを見出し、困難を抱えた場合でも、社会から孤立することなく、安心してその人らしい生活が可能な地域社会を目指すというものである。

○地域丸ごとのつながりの強化

- ・耕作放棄地や森林等の環境、空き家の増加、さらには商店街の衰退等、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障がい者、生活困窮者等の就労や社会参加の機会を提供できる資源として、社会保障・産業等の領域を超え、資源の有効活用や活性化を図ることで「循環」を生み出していくことで、暮らしと地域社会の双方を支えていくものである。

○地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者や子ども等の生活上に困難なケースを有する者が、地域で自立した生活が可能であるために、住民による支え合いと公的支援が連動することで、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の実現を目指すものである。

○専門人材の機能強化・最大活用

- ・住民による地域づくりと、地域住民の多様なニーズを把握し本人に寄り添って支援をすすめる観点から、専門性の確保や養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成することを目指すものである。

これらの方向性は、生活の場である地域に、公的施策を中心とした福祉や介護に住民の福祉の支援活動等を高めつつ、住民の手によって地域福祉を構築していくというものである。これまでも市区町村社会福祉協議会の主たる職務というべき、住民主体の原則を土台とした民間福祉側からの

インフォーマルの創造とフォーマルとの連携活用という地域福祉の考え方をベースに、より強固にその体制を図るものであり、社会福祉法等の改正をはじめ、地域福祉の定義や社会福祉法人の社会的責任の強化と社会貢献の位置付け、さらには行政サービスの機構や地域の人材創設に国が介入をする事態となっている。

これは、福祉六法をはじめ一般的にいう福祉の対象となる者を縦割りの法体系で対応していた公的支援の責任と支援の方向性は残しつつ、福祉対象者の生活の場である地域に着目し、あらゆる住民の参加と相互支援が行われることで、支え手と受け手という枠を超えた住民福祉のあるべき姿を地域福祉に位置付けたものと考えられるのである。

第2節 国の地域福祉施策への介入と民生委員・児童委員活動の関連性

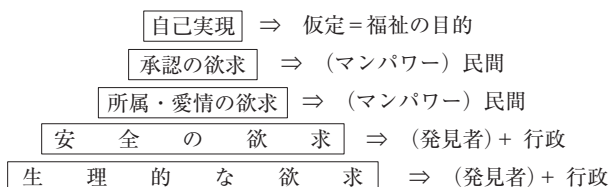
前節で論じたように国の地域福祉への介入は、幾多の法的改正や新たな手続きを要する。2018（平成30）年4月改正施行の社会福祉法による地域福祉の定義は、第4条の「地域福祉の推進」に第2項が追加され、「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という）との連携等によりその解決を図るように特に留意するものとする。（第4条第2項）」と謳い、地域住民等の一定の役割の明示と施策等の介護サービスに加え、支援を必要とする者の生活全体を意識した地域生活課題への対応が必要であるとしたことが特徴である。しかし、そのためには、潜在化する福祉的課題へのアプローチもその前提条件となる

のは必置である。

その地域生活課題については、民間福祉の側から社会福祉協議会が行う社会的ニーズ調査を基にして、地域課題の洗い出しと課題解決へ向けた先駆的な取り組みを実施してきた。例えば、高齢者は、加齢による喪失が生じる時期でもあり、「心身の健康」「経済的基盤」「社会とのつながり」「生きがい」等を喪失するリスクが高いとされている。この喪失へ向けた支援を公・民の視点で見ると、これまでは地域における行政と民間との福祉の役割の線引きは、どちらかというと明確であったようである。「心身の健康」の喪失や「経済的基盤」の低下・崩落に対する支援は、社会保険や生活保護という法的枠組みによる役割である。一方「社会とのつながり」「生きがい」については、法的アプローチというより、むしろ地縁関係や縁故者、さらには意図的に創り上げられた組織体等によって、住民が直接的に支援するという民間福祉の領域である。この全領域に関わって役割を担ってきたのが、民生委員・児童委員である。すなわち、個人の生活課題を必要に応じて把握し、社会保障や行政福祉にその解決の糸口を連動させていくとともに、地域生活課題の発見は、組織体の意見具申という形をもって成立してきた。さらには、行政福祉に直結しない課題については、社会福祉協議会を主とした民間福祉の枠組みにその解決方法を見出すというものである。

ここで、行政福祉と民間福祉の役割をマズローの欲求の五段階説に当てはめて考察してみる。

〔欲求の五段階説（マズロー）〕 （※図1）



福祉の目的をマズローのいう「自己実現」だと位置付けると、福祉は個々の基本的な欲求の充足による「自己実現」への導きであるといつてよい。「生理的欲求」や「安全の欲求」の次元については、その未充足者の発見を民生委員・児童委員が主たる発見者として、行政施策へとつなぐ役割を果たす。その施策・サービスの成果の充足から、さらに上位の「所属・愛情の欲求」や「承認の欲求」のレベルについては、その充足を民間人である住民たちが担う仕組みというのが一般的である。すなわち、行政と民間の連携でもあり、この2つの仕組みが統合されて目的が達成されるのである。

さて、今回の地域共生社会の実現のための法改正は、現実的には福祉的役割を住民へ具体的に課すというものであるのに対し、民生委員法の職務の変更や活動記録のチェック項目の変更は行われていないのである。このことは、民生委員法に記載されている民生委員・児童委員の職務内容が、共生社会実現のための基本的スタンスをなしていると考えられ、さらには、住民の気運の増進といった住民サイドを地域福祉の主体者とした、実に領域の広い役割を包含すると解せられる。

第3章 これからの民生委員・児童委員活動の方向性と課題

第1節 地域共生社会における民生委員児童委員活動の方向性

前章第1節で論じた「地域課題の解決力」、「地域丸ごとのつながり」、「地域を基盤とする包括的支援」、「専門人材の機能強化・最大活用」といった地域共生社会の4つの骨格については、その表現の違いこそあれ、民生委員・児童委員が、これまでも関わってきた内容も多い。なぜなら、全て

の項目において、行政と住民とのパイプ役というべく、制度の周知から生活課題や地域生活課題、福祉課題を地域社会から情報として収集し、行政機関や関係機関へとつなぐ役割を果たしているのは、民生委員・児童委員に他ならないからである。

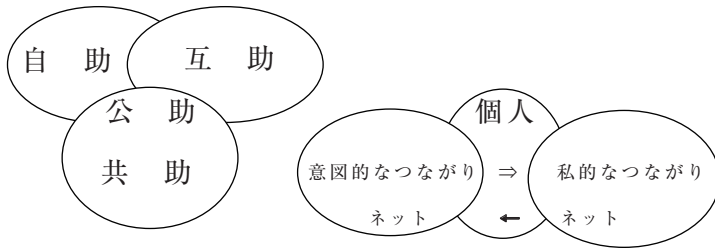
例えば、国は、市町村における包括的な支援体制の整備について「地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握」⁽⁹⁾において「民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に來られない者や自ら支援を求めることができない者に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備する。」⁽¹⁰⁾とし「そのためには、地域の関係者、関係機関等との意見交換や座談会等を開催し、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けることも一つの方策として考えられる。」⁽¹¹⁾としている。現に、民生委員・児童委員が、把握した生活課題等の情報は、該当する行政機関へと持ち込まれるのであるが、複合的な課題は、複数の担当エリアにまたがるために、包括した支援に結びつかず、さらには、法的な手当てが及ばないケースの行先に苦慮するという課題が潜在化しており、これらの解決への糸口が行政責任において開かれるという期待感がある。

また、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定のガイドラインにおいて、民生委員・児童委員の役割について「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行うこととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、無福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。」⁽¹²⁾としている。これも情報の有効活用という視点において民生委員・児童委員の日々の活動における情報収集の役割が重く評価されており、計画策定における貴重な情報提供者としての位置付けが行われていることになる。

まさに、民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、国家における中央集権的な役割を担うのであるが、地方分権という流れの中、その

立場は堅持されつつ、民生委員法第17条において、知事の指揮監督下に属し、市町村長の必要な指導が行われ、民間人でありながらも特別公務員という行政に属し、その職務は公務とされている。しかし、その活動実態は、民生委員・児童委員の二面的関係性が存在するのである。それは行政協力活動と民間篤志家としての二面である。しかも、民生委員・児童委員は、福祉のプロではなく、あくまでも住民の立場に立った支援を行う者としての位置付けであり、複雑多様化する個人の生活課題や地域生活課題等、困難事例も多く存在し、公助、共助、互助への領域への関与が民生委員・児童委員の現実的な職務として存在し、すべての支援システムの必要不可欠な存在へと化している。

民生委員児童委員の介入領域と位置（※図2）



このことは、民生委員・児童委員の職務の範囲の広さやその難しさ、さらには多忙論等の課題を生み、民生委員・児童委員の一斉改選期に生じる欠員問題として裏打ちされていると考えられる。地域共生社会の実現のためには、人間の手による支援活動が基本ベースにあることで、マンパワーになりえる人材の育成は必置である。国は、地域福祉を推進する人材の養成について「民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備」⁽¹³⁾を必要事項として掲げている。しかし、現実的には、民生委員・児童委員への委嘱がスムーズに展開されにくいという問題をクリアするその対策は急がれるべきである。

これまでも、公助、共助、互助という支援方法は、その役割の所在を

示すものとして区分されてきたが、地域共生社会を具体化する上では、地域包括ケアシステム・新しい総合事業下の生活支援サービス体制整備協議体を進める具体的な視点に立つと、以下の区分の考え方が明瞭であると思われる。

- 「行政が行うべきこと／行政しかできないこと」は、行政が行う。
- 「行政や関係機関と住民が仕組みを創り行う方がよいこと」は、両者で行う。
- 「住民が行った方がよいこと／住民でないといけないこと」は、自主的に住民が行う。

これらを公助、共助、互助という体系で置き換えることも可能であるが、従来の固定化した枠組みの中で、地域共生社会を論ずるよりは、さらには民生委員・児童委員としての地域福祉を担う役割領域を考える上でも、住民の多様な生活スタイルと課題に柔軟に対応できる地域の生活課題に応じた、いわば個性をもった解決法を広く論じる方が、現実的であると考ええる。

同じ地域を生活圏域とする住民同士の福祉的高まりが、住民による「安心して暮らせるまちづくり」へと化すためにも、住民の自主性を育める生活支援コーディネーター等の人材養成も重要である。

さらに、その福祉の気運の醸成についても民生委員法に照らして明らかであり、民生委員・児童委員の職務遂行の意義がそこにも確認できる。また、民生委員・児童委員の地域福祉の領域は、広範で、多様な職務をもつことで、住民の福祉に関る全てのことに対応するといった、いささか乱暴で誤解を招く特性を生み出している。ここにその活動の難しさが存在する所以がある。

第2節 支援供給体系の混在と民生委員・児童委員活動の課題

現代においては、地域における人間関係の希薄化から相互扶助も陰りを増している。支え合いの仕組みも意図的な組織化による共助や公助といっ

た行政等にその解決策を見出すことが定着化しており、ここに住民相互の支え合いの仕組みを意図的に創り出す必要性がある。いわゆる福祉の支援者と受援者のインテグレーションが行われるということである。近年、私たちは、行政福祉を福祉の中核に据え置いてきたために、社会的に一定の要件を満たす弱い立場にある者を福祉の対象者として捉えてきた傾向がある。その対象は、子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者等であり、年齢の高低、障害の有無、経済的基盤の有無といった負の側面だけが強調されることによって、支援者と受援者といった二分化を住民同士が行う相互扶助（対等性）という視点を抜きに混在して作り上げられてきたのではないだろうか。いわゆる貧しい福祉観を無意識のうちに生産し続けたのである。

さて、地域共生社会の柱の一つである「地域課題の解決力の強化」では、住民が世代や背景を超えた相互の役割を持つことで、「支え手」や「受け手」という関係を超えた支え合う取組みを育むことが進められているが、これまでに民生委員・児童委員は、まさに住民生活の課題を行政サービスに連動させ、「支え手」である行政施策をもって「受け手」である住民にアプローチしてきたのである。また、自主活動も行政施策にその解決の糸口を見出すための活動であると考えれば、「支え手」と「受け手」が区分され、「支え手」としての位置に存在してきたのである。

地域共生社会への施策において、民生委員・児童委員のスタンスは、行政協力活動の役割を根拠として「支え手」の一助を維持しつつ、地域の福祉推進や住民の気運の醸成という立場や民間福祉との協働場面においては、「支え手」や「受け手」という関係を超えた推進をすることになる。いわゆる民生委員・児童委員の支援の方法に新たな思考をいち早く取り込む必要がある。これは、住民にも言えることである。

行政と住民相互による支援の考え方の違い (※図3)

行政による福祉の支援体系・・・(支援する側) ⇒ (支援される側)

子ども
高齢者
障がい者
生活困窮者等

住民同士の福祉の支援体系・・・(支援する側) = (支援される側)

子ども
高齢者
障がい者
生活困窮者等

次に整備しておかねばならない事項に、守秘義務をもつ民生委員・児童委員が持ちえた住民生活課題や地域生活課題等の情報を有効活用するための受け皿の機能を緊急に整備する必要があるということである。個人情報保護の過度な意識は、民生委員・児童委員の活動に影響を与え、そのことが住民福祉の向上にマイナスにもなりかねない。個人情報を福祉的に活かす方法等においては、各民生委員児童委員協議会と市区町村との協議による共有が前提であろうが、共有が行われずに活動自体に支障を感じる場面も生じている。近年の相次ぐ自然災害等によって、要援護者の実態把握とその情報の共有範囲の課題も顕著である。要援護者に対し、民生委員・児童委員が包括的な承認を得ること等でその問題は解消されることも多いが、今後、支援活動が住民も巻き込んだ仕組みへと広がることを想定し、益々、その情報開示に懸念が予想されるため、民生委員・児童委員の情報の包括的な受け皿は、行政機関によって準備される必要がある。

おわりに

民生委員制度創設から100年を経過し、その活動は、社会的に恵みをもたらし続けている。しかし、その背景には、民生委員・児童委員自身の苦勞も絶えない。委員自体の高齢化、活動範囲と量の多さに加え、その難しさや後継者不足といった課題が山積している。地域福祉を推進する要件は、住民が主体となることである。今回の地域共生社会へ向けた施策は、長年、地域福祉を支えてきた社会福祉協議会をはじめ民間福祉の領域に法的施策をもって踏み込んだものである。それは、これまでに培われた民間福祉のパワーを行政が活用すべく介入をするものであろう。しかしながら、行政協力の職務を遂行する民生委員・児童委員においては、その活動のあり方に大きな変化は見られないにせよ、その福祉観的な変革においては、旧態的な福祉観から新しい福祉観へと変革をしなければならない。

わが国は、地域共同社会へ向けた歩みを始めたばかりであり、その効果や課題さらには民生委員・児童委員活動への具体的な影響までを論じることができなかった。これらは次の課題として、研究を継続していきたい。

<参考・引用文献等>

(1) 中村秀一

社会福祉学修士、九州大谷短期大学 福祉学科学科長／教授専門領域は地域福祉、児童福祉、社会保障

(2) 『民生委員制度－その現状分析と提言－』 京都府社会福祉協議会編、1978年、P31

(3) 遠藤滋『前掲載書（注2）』の分担執筆者（当時立命館大学）であり、なかでも「民生・児童委員の身分・性格、位置に関する制度上の問題点と今後のあり方」等を執筆している。

(4) (5) 『前掲載書（注2）』、P31

- (6) 中村秀一『児童委員制度の歴史的変遷と課題』、鹿児島国際大学大学院、2003年、P54
- (7) 全国民生委員児童委員協議会編『民生委員制度七十年史』全国社会福祉協議会、1988年、P614
- (8) 厚生労働省「我が事」「丸ごと」地域共生社会実現本部「地域共生社会の実現に向けて」(当面の改革工程)、2017年、P2
- (9) 厚生労働省子ども家庭局長／社会援護局長／老健局長通知、平成29年12月12日付「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
- (10) (11)『前掲載書(注9)』、P23
- (12)『前掲載書(注9)』、P40
- (13)『前掲載書(注9)』、P35